



市 章

大津市公報

平 成 31 年 4 月 1 日
号 外 (第 24 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

教育委員会規則

- 3 大津市教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則..... 1
- 4 大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則..... 1
- 5 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則..... 2
- 6 大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則..... 2
- 7 大津市奨学資金給与条例施行規則の一部を改正する規則..... 3

教育委員会訓令

- 1 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正..... 3
- 2 大津市教育委員会職員服務規程の一部改正..... 4

教育委員会規則

大津市教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成31年4月1日

大津市教育委員会
教育長 日 渡 円

大津市教育委員会規則第3号

大津市教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規則（平成28年教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中「政策監」を「政策調整監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。
平成31年4月1日

大津市教育委員会
教育長 日 渡 円

大津市教育委員会規則第4号

大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会行政組織規則（平成23年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中 「教職員室」を「教職員室」に、「学校規模等適正化推進室」を「学校規模等適正化推進室」に改める。

備室

第4条第1項の表学校給食課スクールランチ・給食管理係の項第11号中「及び」の次に「中学校給食準備室並びに」を加え、同条第2項の表中学校給食準備室の項を削り、同表に次のように加える。

中学校給食準備室	市立中学校における学校給食の実施の準備に関すること。 東部学校給食共同調理場の移転整備に関すること。
----------	---

第5条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

教育相談センター 教育相談係 特別支援教育相談係
 第 5 条第 3 項中「第 1 項第 2 号、第 3 号」を「第 1 項第 1 号、第 2 号」に改める。
 第 6 条第 1 項の表教育相談センターの項を削り、同表葛川少年自然の家の項の次に次のように加える。

教育相談センター	教育相談係	大津市教育相談センター条例（平成11年条例第1号）第3条第1号から第3号までに掲げる事業（特別支援教育に係る相談を除く。）の実施に関する事 教育相談センターの広報に関する事 教育相談センターの設備及び備品の維持管理に関する事 公印の保管に関する事 教育相談センターの一般庶務に関する事
	特別支援教育相談係	大津市教育相談センター条例第3条第1号に掲げる事業（特別支援教育に係る相談に限る。）の実施に関する事

第 6 条第 1 項の表視聴覚ライブラリーの項中「第 2 条第 1 項第 6 号」を「第 2 条第 1 項第 5 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年4月1日

大津市教育委員会
 教育長 日 渡 円

大津市教育委員会規則第 5 号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する教育委員会規則（平成24年教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「政策監」を「政策調整監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年4月1日

大津市教育委員会
 教育長 日 渡 円

大津市教育委員会規則第 6 号

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和62年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表政策監の項中「政策監」を「政策調整監」に改める。

第 3 条第 1 項の表係長の項中「図書館、歴史博物館、教育相談センター」を「教育相談センター、図書館、歴史博物館」に改め、同条第 2 項の表中

「

課長補佐
専門員

課長を補佐する。
特定の専門的な事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。

を

」

「

課長補佐

課長を補佐する。

に
」

改め、同条第4項を次のように改める。

- 4 視聴覚ライブラリーの職員は、次の表の左欄に掲げる視聴覚ライブラリーの職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職にある者をもって充てる。

視聴覚ライブラリー館長	生涯学習センター所長
視聴覚ライブラリー副参事	生涯学習センター副参事
視聴覚ライブラリー主査	科学館指導主事
視聴覚ライブラリー主任	生涯学習センター主任

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市奨学資金給与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年4月1日

大津市教育委員会
教育長 日 渡 円

大津市教育委員会規則第7号

大津市奨学資金給与条例施行規則の一部を改正する規則

大津市奨学資金給与条例施行規則（昭和40年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「教育委員会事務局政策監」を「教育委員会事務局政策調整監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

大津市教育委員会訓令第1号

大津市教育委員会事務決裁規程（平成6年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

大津市教育委員会
教育長 日 渡 円

第2条第9号及び第10号を次のように改める。

及び 削除

第2条第11号中「事務局」を「教育委員会の事務局（以下「事務局」という。）」に改め、「図書館長及び」を削り、「和邇文化センター所長及び次号」を「次号及び第13号」に、「副館長及び次長（図書館次長に限る。）」を「及び副館長」に改め、同条第12号中「、所長（）」を「及び所長（和邇文化センター所長及び）」に改め、「及び次長（前号に規定する次長を除く。）」を削り、同条第13号中「事務局及び」を「事務局の係長並びに」に改め、「教育機関の」の次に「所長（教育委員会の指定する学校給食共同調理場所長に限る。）及び」を加える。

第4条（見出しを含む。）及び第5条中「部長」を「教育次長」に改める。

第5条の2第1項中「政策監」を「政策調整監」に改める。

第6条第1項及び第2項、第7条第2項、第8条第2項並びに第8条の2第2項中「部長」を「教育次長」に改める。

第9条第1項中「部長」を「教育次長」に改め、同条第2項中「、専門員」及び「及び専門員」を削る。

第10条第1項中「限る。）」の次に「及び和邇文化センター所長」を加える。

第11条第3項中「部長」を「教育次長」に改める。

第14条第2項を削り、同条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

教育相談センター 児童生徒支援課長

第14条第3項を同条第2項とする。

第16条第1項の表中「部長」を「教育次長」に、「主管の次長」を「次長」に改め、「(参事を含む。以下この表において同じ。)」、「(副参事及び専門員を含む。以下この表において同じ。)」及び「(主幹及び主査を含む。以下この表において同じ。)」を削る。

別表第1号の表中

「 部 長 」

を

「 教 育 次 長 」

に改め、同号の表2の部2の項第9号及び第12号並びに同部3の項

第1号中「部長相当職位」を「教育次長」に改め、同項第4号中「部長」を「教育次長」に改め、同項第5号中

「部長相当職位」を「教育次長」に改め、別表第2号の表中

「 部 長 」

を

「 教 育 次 長 」

に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

大津市教育委員会訓令第2号

大津市教育委員会職員服務規程(昭和62年教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

大津市教育委員会
教育長 日 渡 円

第3条後段を次のように改める。

この場合において、第5条第2項中「市長」とあるのは「教育長」と、第17条第1項中「市長」とあるのは「教育長」と、「支所」とあるのは「教育機関」と、同条第3項中「市長」とあるのは「教育長」と、同項第1号中「掲げる日」とあるのは「掲げる日(教育機関にあっては、その休館日、休所日等)」と、第18条中「支所」とあるのは「教育機関」と、「支所長」とあるのは「教育機関の長」と、第25条中「市長」とあるのは「市長と協議して教育長が」と読み替える。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。